

給付コード					(互) カフェテリアプラン助成金給付申請書					※給付決定額									
1	3	4	5																
B	3	0	2	2						円									
平成 年 月 日																			
<p style="text-align: center;">一般財団法人徳島県教職員互助組合理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">次のとおり関係書類を添えてカフェテリアプランに係る助成金を申請します。</p>																			
所 属 所 名 (所 属 コ ー ド)					組合員証番号(職員番号)					生 年 月 日					(フ リ ガ ナ) 組 合 員 氏 名				
					6 12					13 年 月 日 19									
(E ・ Q)															印				
申 請 金 額 (100円未満切捨て) (限度額10,000円)					20 24 0 0 円					助成該当年月日 (複数日ある場合は最終 日を記入してください)					年 月 日 25 31 4				
申請方法					<p>(1) 項目番号6、7、10については、メニュー内容の欄の()に必ず記載する。</p> <p>(2) 使用金額(領収書の金額)、合計金額を記入する。</p> <p>(3) 申請書の裏面に領収書(原本)を貼付する。領収書では活動内容がわかりにくいもの、項目番号3、4、9の詳細未記入の場合は記載欄に活動内容の説明や詳細を記入する。</p>														
項 目		項目 番号	メニュー内容								使用金額 (領収書の合計金額)								
自己啓発		1	講座の受講料・入学料								円								
		2	資格取得の受講料								円								
		3	自己啓発用書籍・ソフト購入費 →支払内容が領収書未記載の場合は裏面に記載								円								
健康維持		4	人間ドック・インフルエンザ予防接種 ・インフルエンザ予防マスク等購入費用 →予防接種名・品名等領収書未記載の場合は裏面に記載								円								
		5	スポーツ施設会費・利用料								円								
介護・育児		6	介護ヘルパー・ デイサービス代				対象者(*)の続柄 ()				*2親等内の親族								
										円									
地域社会活動 文化芸術活動		7	一時保育・ ベビーシッター代				対象者(*)の続柄 ()				*2親等内の親族								
										円									
地域社会活動 文化芸術活動		8	ボランティア活動 →裏面下部注意事項4参照								円								
		9	芸術・文化鑑賞 →領収書等を裏面に見やすいように貼付してください →支払内容が領収書未記載の場合は裏面に記載								円								
		10	旅行経費(公務除く) →組合員を含む旅行者数計()名 →複数での旅行の場合は旅行経費申立書を添付してください								円								
教員免許の更新		11	教員免許の更新費用								円								
合 計										円									
<p>上記の記載事項は、事業の趣旨に添ったものであり事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所属所長</p> <p style="text-align: right;">職印</p>																			

注1 申請金額は100円未満切捨てです。

注2 ※印欄は記入しないでください。

注3 記入に際しては裏面の注意事項やカフェテリアプラン実施要領をご覧ください。

注4 領収書等は組合員の名前、領収年月日、利用等の施設名、利用の内容が記載されているかを確認のうえ、裏面に貼付してご提出ください。

受 付 印	
-------------	--

(カフェテリア申請書裏面)

* 貼付する前に、領収書に**組合員の名前、領収年月日、利用等の施設名、利用の内容**が記載されているかを確認し、記載がない場合は下欄「備考」にご記入ください。

領収書等貼付欄

！領収書についてもう一度ご確認ください！

- ①領収書は原本ですか？
 - － i コピーは不可です。
 - － ii 領収書以外の計算書、納品書、明細書、請求書のみの提出は不可です。
- ②組合員本人の氏名（フルネーム）が書かれていますか？
- ③支払った日（領収年月日）が書かれていますか？
- ④利用施設（店）名は書かれていますか？代表者印はありますか？
- ⑤支払内容がはっきりとわかるようになっていますか？
 - － i 領収書の但し書きに何も書かれていない場合、書かれていても内容が不明な場合は下の備考欄に記入するか別に明細書等の内容がわかるものを添付してください。
 - － ii 但し書きが「〇〇他」「〇〇等」など支払内容が不明なものは対象外です。
 - － iii 書籍のレシートで、書籍名の記載がない場合でも購入した書籍が助成対象であることが明らかであれば、書籍名を記入する必要はありません。
- ⑥領収書の金額が申請書の使用金額の欄に記入した額と合致しますか？
→助成対象外のものが金額に入っていないか？

●映画やコンサート、美術館等のチケットの半券は日付、金額等が記入されていますか？購入者の氏名が違っていませんか？

備 考

活動内容・書籍名（上欄⑤－iii参照）等
（書ききれない場合、明細がある場合は別に添付して下さって構いません。）

(注意事項)

- 1 助成対象は当該年度に実施した事業（メニュー）により、**1回限りの請求**となります。
- 2 公立学校共済組合と互助組合の実施する他の事業との重複請求はできません。
- 3 **旅行経費**を申請する場合は、「カフェテリアプラン助成金（旅行経費等補助）に係る申立書」及び旅行に要した費用を証する書面を添付してください。なお、**組合員のみ又は組合員が被扶養者を同伴した場合が対象**となり、被扶養者のみの旅行については対象となりません。
- 4 ボランティア活動費助成については、領収書等以外にボランティア休暇の承認を得た書類の写しも添付してください。なお、給付の対象は、組合員がその活動に要する交通費・宿泊費・傷害保険料が対象となります。
- 5 展覧会等の入場券については、入場券の半券等（原本）を添付してください。なお、対象は組合員のみとなります。
- 6 自己啓発及び健康維持に関する事業（メニュー）については、組合員のみが対象となりますが、介護・育児に関する事業（メニュー）については、組合員及び2親等内の親族を対象として組合員が支払った金額です。
- 7 添付する領収書等の金額が上限額以下の場合は、合計額（百円未満切捨）が助成金額となります。